

蘭島文化振興施設入館料等減免取扱要綱

文化振興課

(目的)

第1条 この要綱は、蘭島文化振興施設条例（平成15年条例第33号）第4条の4第1項本文の規定に基づき、蘭島文化振興施設に係る入館料及び施設使用料の減免に関し、当該基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

(入館料の減免基準)

第2条 蘭島文化振興施設のうち、蘭島閣美術館、蘭島閣美術館別館、白雪楼、松濤園、昆虫の家「頑愚庵」、貝と海藻の家及び三之瀬御本陣芸術文化館（以下「蘭島閣美術館等」という。）の入館料は、次の表の左欄に掲げる場合において、それぞれ同表の当該右欄に掲げる額を減免することができる。

(1) 呉市又は呉市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催又は共催する行事で、当該関係者が入館する場合	全額
(2) 公益財団法人蘭島文化振興財団が主催又は共催する行事で、当該関係者が入館する場合	全額
(3) 蘭島閣美術館等の管理を指定管理者に行わせる場合に当該指定管理者が主催又は共催する行事で、当該関係者が入館する場合	全額
(4) 次の行事で引率者が入館する場合 ア 市内の小学校、中学校及び高等学校が実施する教育活動 イ 市内の地区子ども会等の青少年育成団体が実施する行事 ウ 市内の幼稚園及び保育所（保育園を含む。）が実施する行事	全額
(5) 市内において開催される県大会以上の大会（種別を問わない。）の参加者が、当該大会名及び開催日時等を記載した書類（当該大会の主催者が作成したもの）を提示して入館する場合	全額
(6) 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに規定する手帳及びパスのいずれかを提示して入館する場合 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者及び当該交付を受けた者の入館に際し必要と認められる人数の介護者 イ 療育手帳について（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知，厚生省発児第156号）において示された療育手帳制度要綱第5第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者及び当該交付を受けた者の入館に際し必要と認められる人数の介護者	全額

<p>ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者及び当該交付を受けた者の入館に際し必要と認められる人数の介護者</p> <p>エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けた者</p> <p>オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び当該交付を受けた者の入館に際し必要と認められる人数の介護者</p> <p>カ 呉市いきいきパス交付規則（平成24年呉市規則第3号。以下「パス規則」という。）第5条及び付則第3項後段の規定により同規則第1条の呉市いきいきパス（同規則第2条に定める敬老の種類のものに限る。）の交付を受けた者</p> <p>キ パス規則第5条及び付則第3項後段の規定により同規則第1条の呉市いきいきパス（同規則第2条に定める障害者（大人）及び障害者（小児）の種類のものに限る。）の交付を受けた者及び当該交付を受けた者の入館に際し必要と認められる人数の介護者</p>	
(7) 県内に在住する外国人留学生が、学生証及び財団法人ひろしま国際センターが発行する「県内文化施設等優待カード」を提示して入館する場合	全額
(8) 観光客に同行するタクシーの乗務員が、「呉観光タクシー推進研修受講証明書」を提示して入館する場合	全額
(9) 呉観光ボランティアの会又はこれに類する団体の会員証の交付を受けた者が、観光案内のために当該会員証を提示して入館する場合	全額
(10) 20人以上で構成する団体の引率者（添乗員、バス運転手、バスガイド等）が入館する場合	全額
(11) くれ観光特使要綱（平成20年12月1日実施）に基づく「くれ観光特使」の名刺を提示した者が入館する場合	全額
(12) 蘭島閣美術館等から退出した者が、その同日中に同施設に同日付けの入館券の半券を提示して再度入館する場合	全額
(13) 広島中央地域連携中枢都市圏内（竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町）在住又は圏内の学校に通学する小・中・高校生が観覧する場合	全額

(14) 前各号に掲げる場合のほか、入館料の減免が必要であると市長が認めた場合	必要と認める額
---	---------

(入館料の減額の特例)

第3条 次の各号のいずれかに掲げる場合については、「20人以上の団体」の入館料とすることができる。

- (1) 蘭島閣美術館、白雪楼、松濤園及び三之瀬御本陣芸術文化館のセット券を購入した者が、同日中にセット券を提示して蘭島閣美術館別館、昆虫の家「頑愚庵」に入館する場合
- (2) 同一目的により20人以上で構成される1つの団体が、同日中に複数の班に分かれて蘭島閣美術館等に入館する場合で、事前にそのことを確認することが可能な場合
- (3) 呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）、かまがり自然体験施設、呉市入船山記念館、呉市川尻筆づくり資料館、呉市歴史民俗資料館、呉市立美術館及び呉市御手洗地区文化施設のうち乙女座及び旧金子家住宅のいずれかに入館した者が、同日中に前記のいずれかの施設に入館したことを示す入館券等を提示して蘭島閣美術館等に入館する場合

(施設使用料の減免基準)

第4条 蘭島文化振興施設のうち、春蘭荘、松籟亭及び煎茶室（以下「春蘭荘等」という。）の施設使用料は、次の表の左欄に掲げる場合において、それぞれ同表の当該右欄に掲げる額を減免することができる。

(1) 呉市又は委員会が主催し、又は共催する行事のために使用する場合	全額
(2) 公益財団法人蘭島文化振興財団が主催し、又は共催する行事のために使用する場合	全額
(3) 春蘭荘等の管理を指定管理者に行わせる場合に当該指定管理者が主催し、又は共催する行事のために使用する場合	全額
(4) 前各号に掲げる場合のほか、施設使用料の減免が必要であると市長が認めた場合	必要と認める額

(施設使用料の減免申請)

第5条 施設使用料の減免申請に係る手続は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項の表第1号から第3号に掲げる場合に該当するものとして当該減免申請を行う場合は、申請者が春蘭荘等の使用許可申請書に行事開催に関する要項又はこれに準じる書類を添えて提出する。

(2) 前項の表第4号に掲げる場合に該当すると思われるものとして当該減免申請を行う場合は、減免を受けようとする団体の代表者が当該減免事由を記載した減免申請書に行事開催に関する要項又はこれに準じる書類を添えて提出する。

(施設使用料の減免承認の手続)

第6条 施設使用料の減免を承認したときは、春蘭荘等の使用許可書にその旨を明記する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

改正 平成30年7月21日

改正 平成30年7月21日

改正 令和2年7月2日